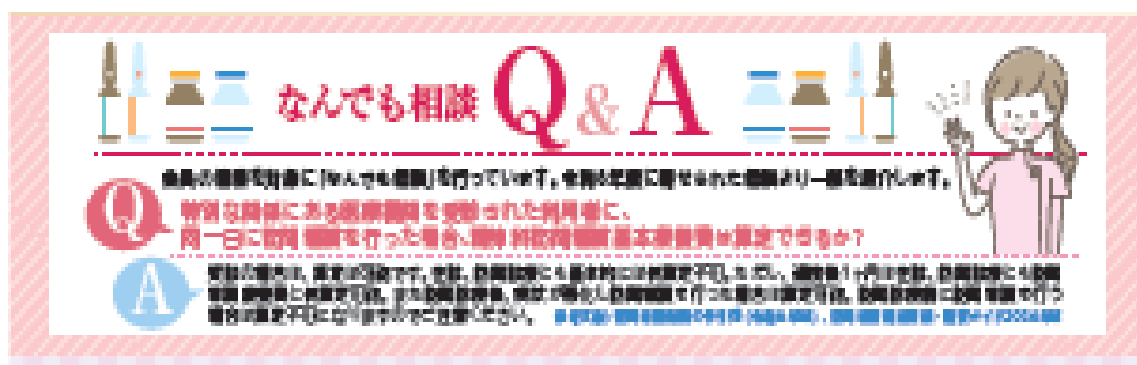


りあん Vol. 22 の訂正について

令和7年3月1日に発行しました会報誌「りあん」Vol. 22の掲載内容に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。



<訂正箇所> なんでも相談 Q&A

(誤)

A 受診の場合は、算定可能です。往診、訪問診療とも基本的には算定不可。ただし1ヶ月後は往診、訪問診療とも訪問看護療養費と併算定可能。また、訪問診療後、病状が悪化し訪問看護を行った場合は算定可能。訪問診療前に訪問看護を行う場合は算定不可になりますのでご注意ください。



(正)

A 受診の場合は、算定可能です。往診、訪問診療とも基本的には算定不可。ただし1ヶ月後は往診、訪問診療とも訪問看護療養費と併算定可能。また、訪問診療後、病状が悪化し訪問看護を行った場合は**算定不可**。**訪問看護を行った後、病状等の急変により往診を行った場合は算定可**になりますのでご注意ください。